

令和4年度 第8回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年11月4日(金) 9時00分から9時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (12人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典	
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂	
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹	
5 番 委 員	大串 勲	【欠席】	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基	
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男	
11 番 委 員	山中 康一			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 非農地証明の発行について (1 件)

第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について (6 件)

第4 議案第1号～
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (3 件)

第5 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について (1 件)

第6 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の意見決定について (1 件)

5. 農業委員会事務局職員

局 長	武富 元
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

6. 会議の概要

- 係 長 只今から令和4年度第8回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 係 長 本日は5番委員が欠席されていますが、出席委員13名中12名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、11番委員、1番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局主査を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、報告第1号「非農地証明の発行について」ですが、事前にお知らせしたとおり、報告内容について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 【報告第1号朗読後、説明】**
- 内容の報告は記載のとおりでございます。
添付書類も含め、完備しておりましたので書類を受理しております。
以上で、報告を並びに説明を終わります。
- 議 長 それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 それでは、日程第3、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。

議 長 それでは、報告第2号について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 つづきまして、日程第4、議案第1号から議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。

事務局より件数を報告して下さい。

事務局 今月は賃貸借1議案と使用貸借の2議案の合計3議案となっております。議案の朗読は、時間短縮のため省略させていただきます。

議案第1号～議案第3号は、議案書にもありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議 長 次に、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案第1号を、10番委員に
議案第2号と議案第3号を7番委員お願いいたします。

10番委員 議案第1号は、使用貸借です。大豆を作付けされ良く管理されているため問題ないと思います。

7番委員 議案第2号は賃貸借、議案第3号は使用貸借です。いずれも稲刈りが終わっており問題ないと思います。

議 長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決に移らせていただきますが、3条許可申請は3議案ございます。議案第1号から議案第3号を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 ありがとうございます。異議なしの意見をいただきましたので議案第1号から議案第3号を一括をして採決いたします。

では、議案第1号から議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号から議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 つづきまして、日程第5、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を、議題に供します。今月の議案は1件となります。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。

転用目的は事務所、倉庫、機材置場、駐車場で、所有権移転で地目は田、面積は、3,877平方メートルです。
当該農地は筑後川下流白石平野土地改良事業の施工に係る区域内の農地であることから第1種農地と判断しました。

許可基準としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと判断できます。

転用理由は事務所、資材・機材置場、駐車場が散在しているため、申請地に集約することで業務の効率化が図られる。また、災害等が発生した場合、早急な復旧対応が可能であるためです。

土地の利用及び施設の概要は事務所150㎡、倉庫・休憩室500㎡、従業員、来客用駐車場368.96㎡、重機駐車場282.48㎡、通路他2575.56㎡です。

資金計画はすべて借入金で賄う計画となっております。
最後に他法令は申請済で、生産組合長他関係者同意済です。

尚、この議案につきましては、県の常設審議委員会に諮る案件となっております。

説明は以上となります。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地区担当委員は私ですので、補足説明をいたします。

会長 以前より広めの敷地に事務所や倉庫、駐機場集約したいとの申し入れがあっていましたが、近年災害等が増加傾向であり災害復旧を含め地域貢献も含め今回会社の移転に承諾いたしました。農地の関しては、稲刈りも終わっており問題ありません。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び、事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

採決の前に議案第4号については、私が関係人となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席いたします。

審議の進行については、副会長にお願いいたします。

(会長 退席)

副会長

それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

副会長

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

(会長 入室)

議 長

つづきまして、日程第6、議案第5号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第5号の議案書をご覧ください

江北町長より令和4年11月4日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。

第5号議案、受付は1件でございます。公社利用の売買で4筆の面積は、9,131平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議 長

では、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

受付番号1番を、8番委員にお願いいたします。

8番委員

受付番号1番について、4筆の中3筆は稲刈りが終わりよく管理されております。あと1筆は大豆が栽培されて良く管理されており、すべて問題ないと思われま

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議 長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

9 : 3 0 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会

会 長

(議事録署名人)

10番委員

1番委員

(会 議 書 記)

事務局職員
